

## 春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地域密着型サービス拠点として整備される施設について、開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備及び施設の整備促進を図るための用地の確保を支援するため、小規模多機能型居宅介護事業所等を設置する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる施設等を設置するものとする。

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

2 前項の補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員（春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 法人格を有し（法人設立予定である場合を含む。）、安定的かつ継続的な施設等の運営が見込めること。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げ

る施設等に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までの施設等 施設の開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する説明会等の開催等（以下「施設開設準備事業」という。）又は用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者への一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）の支払（以下「定期借地権利用による整備促進事業」という。）
- (2) 前条第1項第5号の施設等 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、隨時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入等（以下「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業」という。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1から別表第3までの補助対象経費の欄に定めるとおりとする。

2 補助事業者は、前項に規定する補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、国又は愛知県が当該事業に対して市に交付する補助金の額を限度とする。

- (1) 施設開設準備事業 別表第1の補助金額に単位の数を乗じて得た額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。
  - (2) 定期巡回・随时対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 別表第2の補助金額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。
  - (3) 定期借地権利用による整備促進事業 別表第3の交付基準により算出した額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とする。
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨て

るものとする。

(交付の対象外事業)

第6条 この補助金は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合であって、施設開設準備事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業
- (2) 定期借地権利用による整備促進事業 次のいずれかの場合
  - ア 保証金として授受される一時金である場合
  - イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
  - ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- (3) 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ。）において新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。
- (4) 災害イエローノーン（愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月14日施行）第3条第1号エ（ア）に定める区域をいう。以下同じ。）において新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、以下に掲げる場合を除く。
  - ア 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローノーンから外れることが見込まれる場合等
  - イ 土砂災害警戒区域又は浸水深1メートル以上の浸水想定区域等において、次のいずれにも該当する場合
    - (ア) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローノーンである等、災害

イエローフォーン以外での事業用地の取得が困難であること。

- (イ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地において、市が災害イエローフォーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- (ウ) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローフォーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- (エ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローフォーンの災害想定により想定し得る被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等において、イ(ウ)及び(エ)に該当する場合

- (5) 前各号に掲げるもののほか、既に実施している事業、他の公費負担又は補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担され、又は補助されている事業及び春日井市地域密着型サービス施設開設準備事業として適当と認められない事業

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、施設開設計画書（第1号様式）のほか、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設開設準備事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業
- ア 算出内訳書（第2号様式）
- イ 補助対象経費の実支出（見込み）額を明らかにする書類（見積書の写し、

給与台帳等)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、参考となる書類

(2) 定期借地権利用による整備促進事業

ア 算出内訳書（第3号様式）

イ 定期借地権を設定する土地に関する書類（登記簿謄本の写し、路線価を証明する書類等）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、参考となる書類

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

（計画の変更）

第9条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならぬ。

（契約の締結）

第10条 補助事業者が事業を行うために締結する契約については、市長が別に定める基準によるものとする。

2 補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に、土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

3 前項の規定により、土地所有者より返還があった場合には、補助事業者は、市長へ報告しなければならない。この場合において、市長は、返還額の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(仕入控除税額の報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に展開する組織の一部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 前項の規定により、市長に報告があった場合は、市長は、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が300,000円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 3 市長は、補助事業者に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿等の備付け)

第13条 補助事業者は、規則第12条の規定による帳簿等を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(実績報告)

第14条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、補助事業の完了の

日から30日以内、又は補助金の交付のあった当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施設開設準備事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業

ア 精算額算出内訳書（第4号様式）

イ 対象経費の実支出額を明らかにする書類（契約書の写し、領収証の写し、給与台帳等）

ウ その他参考となる書類

(2) 定期借地権利用による整備促進事業

ア 精算額算出内訳書（第5号様式）

イ 定期借地権を設定した土地に関する書類（登記簿謄本の写し、契約書の写し等）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、参考となる書類

（補助金の交付方法）

第15条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者の請求により交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（検査等）

第16条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第1中平成31年4月1日から令和元年9月30日までの補助金額は、同期間に完了する補助事業に係る補助金について適用し、同表中令和元年10月1日以後の補助金額は、同日以後に完了する補助事業に係る補助金について適用する。
- 3 改正後の別表第2中平成31年4月1日から令和元年9月30日までの配分基礎単価は、同期間に完了する補助事業に係る補助金について適用し、同表中令和元年10月1日以後の配分基礎単価は、同日以後に完了する補助事業に係る補助金について適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

補助事業	補助金額	単位	補助対象経費
施設開設準備事業	914,000円以内 で市長が定めた額	定員数  ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、宿泊定員とする。	施設の円滑な開所及び既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費並びに委託料

別表第2（第4条、第5条関係）

補助事業	補助金額	補助対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業	15,300,000円 以内で市長が定めた額	事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

別表第3（第4条、第5条関係）

補助事業	交付基準	補助対象経費	補助率
定期借地権利用による整備促進対策事業	施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、市長が定める合理的な方法による額)の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)	2分の1